

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿
マネジメントのための経営財務情報

今回のテーマ： 収益認識に関する開示

3ヶ月期決算会社では、2022年3月期の期首から「収益認識に関する会計基準」が適用され、各社十分な検討と対応を図って基準適用を開始されたところかと思われます。同基準の2020年3月31日改正では、収益認識に関する表示及び注記事項について詳細な定めが設けられ、3ヶ月期決算会社では2022年3月末から多くの注記事項が追加されることとなります。

四半期開示との相違

四半期開示においても収益認識に関する注記として「収益の分解情報」の注記が求められ、既に多くの会社で開示されていますが、年度末開示と四半期開示では、その範囲が次のように異なっています。

注記事項	年度(連結)	四半期
(1) 収益の分解情報	○	○
(2) 収益を理解するための基礎となる情報		
a 履行義務の内容、重要な支払条件等		
b 取引価格の算定（変動対価等）に関する情報	○	省略可
c 履行義務への配分額の算定に関する情報		
d 履行義務を充足する通常の時点、充足時期の決定		
e 会計基準適用における重要な判断		
(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報		
a 契約資産及び契約負債の残高等	○	省略可
b 残存履行義務に配分した取引価格		

※ 年度においては、表内の一定の注記事項について、重要な会計方針として開示がなされます。また一定の事項以外にも、該当すると判断する事項について、同様に開示します。

開示目的に照らした開示

収益認識に関する注記の開示目的は、上表(1)～(3)の記載からも分かるとおり、収益、またそれがもたらすキャッシュ・フローの性質、金額算定の背景、計上時期（将来を含む）、及びそれらに関する不確実性を利用者が理解できるようにすることにあります。上記(1)～(3)をさらに細分化した詳細な規定が多く設けられていますが、この趣旨に照らして検討のうえ、目的に適った開示を行うことが必要です。また、開示目的に照らし、次のとおり従来の注記事項よりも柔軟な記載方法が求められ、また認められている点が特徴の1つです。

- ・どの注記事項にどの程度の重点を置くべきか、また、どの程度詳細に記載するのかを判断すべき
- ・重要性に乏しい詳細な情報を大量に記載したり、特徴が大きく異なる項目を合算したりすることにより有用な情報が不明瞭とならないように、注記は集約又は分解すべき
- ・注記を求める各規定に対応して区分を設ける等の必要がないなど、注記の記載構成を設計可能
- ・財務諸表における他の注記事項に含めて記載している場合には、当該他の注記事項を参照可能

お見逃しなく！

新たな会計方針の検討とともに、業務プロセスやシステムの見直しなど多くの検討を行い、新方針の適用を開始されたところかと思います。また、あわせて注記事項についても検討を重ねてこられたものと思います。年度末の開示にむけて、今一度、財務諸表利用者が期待する開示を俯瞰的目線で確認することが望まれている時期にあると言えます。